

【労務】令和6年「高齢者雇用状況等報告」の集計結果が公表されました

厚生労働省より、令和6年「高齢者雇用状況等報告」（6月1日現在）の集計結果が公表されました。

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、65歳までの雇用の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高齢者雇用確保措置）を講じるよう、企業に義務付けられています。加えて、70歳までの就業機会の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」という雇用以外の措置のいずれかの措置（高齢者就業確保措置）を講じるように努めることを企業に義務付けています。今回の集計結果は、従業員21人以上の企業237,052社からの報告に基づき、このような高齢者の雇用等に関する措置について、令和6年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです。

本記事では、集計結果の主なポイントを以下にご紹介いたします。

■集計結果の主なポイント

I 65歳までの高齢者雇用確保措置の実施状況

65歳までの高齢者雇用確保措置を実施済みの企業は99.9% [変動なし]

・中小企業では99.9% [変動なし]、大企業では100.0% [0.1ポイント増加]

・高齢者雇用確保措置の措置内容別の内訳は、

「継続雇用制度の導入」により実施している企業が67.4% [1.8ポイント減少]、

「定年の引上げ」により実施している企業は28.7% [1.8ポイント増加]

II 70歳までの高齢者就業確保措置の実施状況

70歳までの高齢者就業確保措置を実施済みの企業は31.9% [2.2ポイント増加]

・中小企業では32.4% [2.1ポイント増加]、大企業では25.5% [2.7ポイント増加]

III 企業における定年制の状況

65歳以上定年企業（定年制の廃止企業を含む）は32.6% [1.8ポイント増加]

※ [] は対前年差

※ この集計では、従業員21人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

■集計対象

全国の常時雇用する労働者が21人以上の企業237,052社

（報告書用紙送付企業数252,058社）

中小企業（21～300人規模）：219,992社

大企業（301人以上規模）：17,060社



参照ホームページ [厚生労働省]

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_46971.html